

「バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 第 2 版」アフターフォロー 質問と回答

整理 番号	該当条例	質問	回答
1	逐条解説 の福祉施 設の分類 (P103)	逐条解説の福祉施設の分類(P103)について、分類表の障害者支援施設が特別特定建築物である○印ではなく※印となっているが、「障害者」に知的・精神障害者等も含むとするバリアフリー法の制定主旨からすると、分類表の障害者支援施設は全てが特別特定建築物となるのではないか。	全ての障害者支援施設が「身体の機能上の制限を受けるもの」が利用するとは限らず、特別特定建築物に該当しないこともあり得ることを表中において※印で表している。
2	令第 5 条 第 9 号 及び 第 10 号	政令第 5 条第 9 号と第 10 号の違いは何か。	政令第 5 条第 9 号は特定多数の利用であるが主として高齢者、障害者等が利用する施設を規定し、第 10 号は不特定かつ多数の者が利用する施設を規定している。
3	令第 9 条	同一敷地内に 2,000 平方メートル以上の特別特定建築物(物販店)がある場合にそれに付属する駐輪場又は別棟の倉庫は、特別特定建築物の一部であると解釈してよろしいか。	貴見の通り。
4	令第 21 条	周辺の床と異なる材質の突起のないブロック等は、令第 21 条に規定する「線状ブロック等」に該当するか。	突起のないものは線状ブロック等に該当しない。
5	令第 22 条 第 3 号	政令第 22 条第 3 号に規定する便所は政令第 14 条に規定する便所と同様と考えてよいか。	貴見の通り。